

議会基本条例検証作業部会（第4回） 議事要旨

1 開会宣告 【会長】

2 署名委員の指名 【石川委員、しば委員】

3 議 題

(1) 課題に対する検証結果について（案）

第12条 議会報告会

前回の検証作業部会の議論を踏まえた検証結果の正副会長案が資料1のとおり示され、了承された。

(2) 提出された課題の検証について

① 第15条 区長等による政策等の形成過程の説明

【会長】

初めに、提案者から現状と解決策について、説明願う。

【委員（提案者）】

委員会等の報告資料に、件数や対象者など基本的な情報が記載されていないことが多々ある。条例の改正や運用のルールを変更する解決策ではない。条項を改めて認識し、十分な情報提供を求めるということを確認したい。

【会長】

質問や意見のある方は、発言願う。

【委員】

条文は変えず、逐条解説に追記するという内容なのか。

【委員（提案者）】

逐条解説への追記も考えていない。議会として改めて執行機関に情報提供を求めると確認したい。

【会長】

本件については、この程度でご了承願う。

② 第17条 危機管理

【会長】

提案者から現状と解決策について、説明願う。

【委員（提案者）】

板橋区議会災害対応方針にある「緊急の場合を除き、議会災害対策会議を窓口として行うものとする」という規定があまり機能しなかったと考える。執行機関の実務に、特に配慮を求めるような条項を追記して、議員間での認識を高める必要がある。

【会長】

次に事務局から、現状と解決策について、説明願う。

【事務局次長（提案者）】

災害時等における執行機関への質問や意見・要望等について、過度な情報提供の要求となっている面があった。解決策として、会派内や議会での集約のルールづくりが必要であると考えている。実態として最近は少なくなっているが、昨年コロナ禍の開始直後辺りは質問等が多く、事務局としては執行機関に対し、議会への適時適切、積極的な情報提供をお願いした。

【会長】

説明の不足があったため、委員（提案者）に追加の説明を求める。

【委員（提案者）】

二つ目の提案の説明をさせていただく。コロナ禍の様々な対応を踏まえ、議会基本条例全体に追加すべき条項がないかを改めて検討する必要があるということで提案した。

【会長】

質問や意見のある方は、発言願う。

【委員】

事務局提案の集約化のルールづくりとは具体的にはどういうものか。

【事務局次長（提案者）】

現時点の案としては、条例や逐条解説に規定することや、これまでに正副議長名で発出した文書を申合せ化するということが考えられるが、皆様の意見を聞いて練っていきたいと思っている。

【委員】

条例で規定するというよりは、正副議長からの通知などによる議員間の周知徹底が一番大事だと思う。

【委員】

一つ目の提案について、配慮を求める条項も追加するというのは、第17条第3項として追加するということか。

【委員（提案者）】

逐条解説に追加するのも一つの案と考えている。どのように追加するかは、様々な意見を持ち寄って考えたい。議員各自の執行機関に対する配慮の意識が高まるような形にできたらいいのではないかと思う。

【委員】

緊急性の判断というのは、それぞれの議員に委ねられている部分はありつつも、執行機関が手を止められることなく、やるべきことを遂行できるように配慮するというのをしっかりとルール化したほうが良いという理解でよろしいか。

【委員（提案者）】

災害対応方針も含め、緊急性の各自の判断をはっきりと基準化することは、実際には難しいと考えている。

【委員】

二つ目の提案の解決策は、今の規定以上に、感染症に重きを置いて考えていくとい

うことか。

【委員（提案者）】

コロナの経験を踏まえ、想定できる災害について、条例に追加すべき項目がないかを検討するイメージでいる。

【委員】

第17条に、想定される災害の種類、種別を追加すべきということか。それとも、無症状の感染者が感染を広げることを想定したルールづくりをすべきということか。

【委員（提案者）】

大規模災害等の不測の事態にコロナも含まれると思うが、それ以外にも様々な災害を想定し、対応ができるような議会基本条例にすべきだと思っている。

【委員】

第17条は災害時にどうやって情報共有するのかを進めるための条項であり、これに則って、情報の共有化を図ることによってどのような課題があったのかを精査する必要がある。議会が執行機関とどう情報を共有するのかをもっと具体的に提案すべきだと思う。提案者として、具体的な提案があればお示しいただきたい。

【会長】

本日は結論を出すのではなく、共通認識のもとに各会派で考えをまとめるための意見を出していただきたい。それ以外に意見があれば、発言願う。

【委員（提案者）】

解決策は、会派で話し合いをしていきたいが、情報の共有化について、どこまでルールの具体案を示せるかはすごく難しい。執行機関から、現状をどう示してもらうかを皆さんとしっかり議論していかなければならない。

【委員】

課題や解決策が、情報の取り方についても縛りを与えるような印象を受けたが、どういう情報共有のあり方がいいのかを提起したいというご意見だったと思うので、私たちの会派としても情報共有のあり方を考えていきたい。

【委員】

最初の課題の現状について、窓口を通さない問合せがあったと聞くというのは、提案者がどういう状況で聞いたのか教えていただきたい。

【事務局次長（提案者）】

主管課の負担になったという声があるということを議長・副議長と相談し、新たに通知を発出したりしているので、議長を通じて会派内の議員が聞いているというのはあると思う。また、幹事長会や該当議員に直接相談することもある。

【会長】

本件については、この程度でご了承願う。

③ 第4条 議員の活動原則

④ 第18条 委員間討論

【会長】

提案者から現状と解決策について、一括して説明願う。

【事務局次長（提案者）】

第4条の現状だが、委員会での請願・陳情審査において、議員自らが調査・研究を十分尽くして臨んでいるとは言い難いと思われる面が見受けられる。解決策として、請願・陳情の審査方法に関する申合せのルールを改めて整備することが挙げられる。ただし、現行の条例や申合せの内容を改めて確認いただいた上で審査に臨んでいただければ十分であるとも考える。

第18条の現状だが、委員会における議案や陳情等の審査において、理事者に対する質疑がほぼ全てを占め、委員間討論はほとんど行われていないようにも見受けられる。解決策として、委員間討論を行う際のルールを整備するなど、運用の見直しが挙げられる。ただし、これらの解決策だけではなく、どうしたら活発な委員間討論が行われるのか、皆様からご意見をいただきたい。

【会長】

質問や意見のある方は、発言願う。

【委員】

「議員自らが調査・研究を十分尽くして臨んでいるとは言い難い面が見受けられる」という根拠は何か。

【事務局次長（提案者）】

例えば、ある公共施設に関する陳情が出された際、その公共施設の場所を尋ねる質問や、報道でしか知り得ることができない内容の質問があった。

【委員】

本題に入っていくための入口として、質問の順番を組み立てて尋ねていく場合もあるが、理事者が答えに窮すると、議論が進まず問題があるということか。

【事務局次長（提案者）】

質問を制約する意図は全くないが、コロナ禍の委員会運営において、簡潔な質疑・答弁という形で委員長に仕切っていただいている中で、課題として挙げさせていただいた。

【委員】

解決策の「議員自らが調査すべき内容（周知の事実）」とはどのような意味か。

【事務局次長（提案者）】

先ほど申し上げたように、陳情の場合は公共施設の所在地や、報道機関での発表の内容などを周知の事実と書かせていただいた。

【委員】

インターネットや新聞等で入手できる情報と、報道レベルのものがあるが、一般的な情報の取扱いについて教えていただきたい。

【事務局次長（提案者）】

理事者としては国や東京都の動きを知っていなければならないし、報道以上のものを知っている可能性もある。そのため、そういった部分の質問をされるのは当然のことであり、正直、線引きは難しい。

【委員】

質問側としては、区がその情報を認識しているかどうか確認したいという部分もあると思われるが、それについてはいかがか。

【事務局次長（提案者）】

その通りである。一方で、請願・陳情は議会に対して出されたものであるため、理事者に質疑の後、すぐに意見開陳という形でいいのか。事務局としては、委員間討論が活発になることで、議論を尽くした形での結論に結びつくと考えている。

【会長】

次に、第 18 条の委員間討論も含めて発言願う。

【委員】

事務局で、他の議会の委員間討論の状況に関する情報があれば、紹介していただきたい。

【事務局次長（提案者）】

23 区では、どこの議会も委員間討論を活発にやろうとしているものの、うまく回っていないというのが実態のようであるが、墨田区議会は委員間討論の方法を見直し、委員長が発議又は委員からの申し出によって、委員会の審査を一旦区切り、委員間討論を行っている。

【委員】

委員間討論に関して、事務局から提案に至った経緯を確認したい。

【事務局次長（提案者）】

参考図書には、請願・陳情審査においては、執行機関側に説明を求めることもできるが、それだけではなく、委員間で願意の是非について論議することが望まれるとある。そういった観点から、今回提案させていただいた。

【委員】

請願・陳情は議会に出されており、議員がその内容についてしっかりと調査した上で臨むことは必要だと考える。その上で、どのような方向性を導き出せるかというところが我々の職責でもあるので、委員間討論も含めた運用についても会派で議論していきたい。

【委員】

請願・陳情の取扱いそのものについても、各区によって違いがあると思われる。委員間討論を行うにあたって、趣旨採択といった制度など、他区の情報を整理させていただきたいが可能か。

【会長】

それは議会運営の本筋に係る部分であるため、実状のみ説明いただきたい。

【事務局次長（提案者）】

23 区では、陳情審査を行わない区が 4 区、区内居住者の陳情のみ扱う区が 7 区、同一期間内で同趣旨のものについては扱わない区が 4 区、国際紛争等に関して扱わない区も少なからずあるという状況である。また、趣旨採択は例外的な扱いとなるため、議会運営委員会で議論がなされていくものとする。

【会長】

本件については、この程度でご了承願う。

⑤ 第 21 条 議会図書室

【会長】

提案者から現状と解決策について、説明願う。

【事務局次長（提案者）】

現状、議会図書室の活用実績は高いとは言えないような状況であると考えており、解決策の一つとして、議会情報誌ムーブを紙媒体からメールマガジン形式に変更することを考えている。ただし、この解決策だけではなく、皆様から議会図書室の充実に向けた様々なご意見をいただきたい。

【会長】

質問や意見のある方は、発言願う。

【委員】

議会図書室の活用実績が高くないと考える理由は。

【事務局次長（提案者）】

図書の閲覧という形では活用されていると考えるが、貸出の実績は高いとは言い難いと考えており、提案した。

【委員】

議会図書室の活用実績について、アンケートなどの調査をする必要があると考えるが、見解は。

【事務局次長（提案者）】

アンケートにより実態を把握することで、議会図書室の充実に繋がっていくとも考えられる。

【委員】

例えば、議会図書室に紙ベースで保管している各議員の調査項目をデジタル化し、検索性を向上させることが図書室の活性化に繋がると考えるが、実施は可能か。

【事務局次長（提案者）】

検索性の向上やデータベース化は議会図書室の充実のためには必要不可欠と考えている。作業にかかる手間や時間を改めて検討したいと思うが、前向きに捉えていきたい。

【会長】

本件については、この程度でご了承願う。

4 閉会宣告 **【会長】**